

備 考	平成 15 年 4 月から、構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も、特定農地貸付けの実施により市民農園を開設できるとする特例措置が講じられているが、一定期間を経て行った特例の適用状況に関する調査において、弊害の発生が認められなかったため、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」(平成 16 年 9 月 10 日構造改革特別区域推進本部)に基づき、特区における特例措置の全国展開を行うものである。
レビューを行う時期	平成 22 年度